

さいたま市島町西部土地区画整理事業

まちづくりだより

== 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

謹 賀 新 年

組合員の皆様におかれましては、日頃より本事業に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は第2回総会を実施し、新たに役員を選出することができました。

これもひとえに、総会開催へご協力いただいた組合員の皆様のおかげと、深く感謝するとともに、皆様のご期待に添うべく、新役員一同事業の早期完成を目指し、一致協力して事業推進に務める所存です。

本年度は、都市計画道路東大宮七里線並びに大和田深作線の各一部を整備し、平成29年度には、東大宮駅から国道16号までの区間が開通できるよう、工事を進めているところです。

また、下水道事業についても、さいたま市担当各課によって、本年度より工事発注が開始と

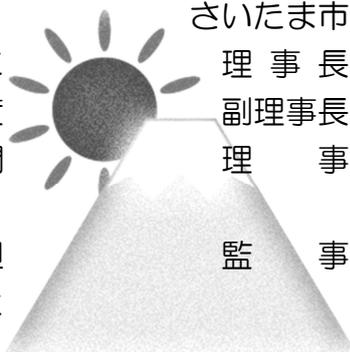
なりました。以後継続して地区内全域に渡り、整備が進められていく予定と伺っております。

皆様方には、何かとご不便をおかけいたしますが、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご発展とご健勝をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

なお、新年は1月8日から平常業務の開始とさせていただきます。 平成28年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合

理事長 枝久保 達夫
副理事長 山崎 清隆・山崎 貞孝
理事 高 楯 敏・細井 昌美
山田 千代子・山崎 一雄
監 事 齋藤 利夫・山崎 良信
吉田 敏雄



島小学校校門の付替えがあります

これまでも島小学校の通学路が変更になるなど、皆様にはご心配をおかけしております。

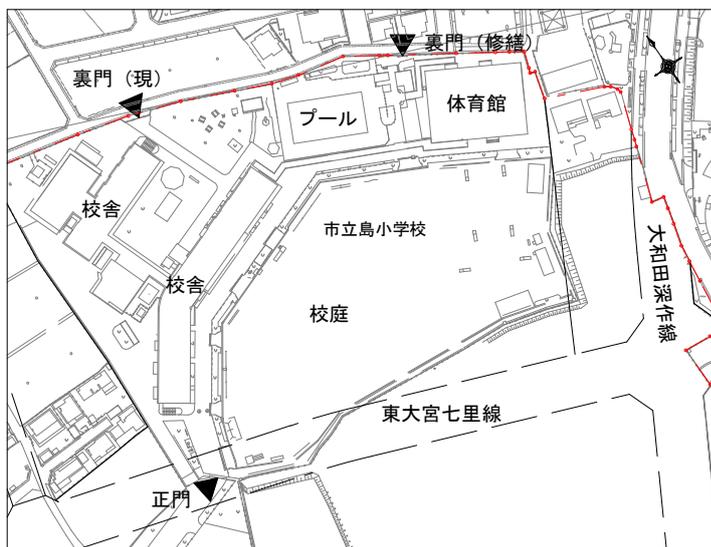
加えて、東大宮七里線の築造にあたっては、島小学校の正門が移設を要することから、その対応を小学校、学校施設課、組合を含めた関係各課で協議・計画を進めてまいりました。

整備の方向性が定まりましたので、その内容について、お知らせいたします。

○東大宮七里線の整備には、約2年を要することから、安全確保のため当面は正門を設置しない。

○東大宮七里線整備の進捗に合わせ正門を整備し、改めて通学路を設定する。

○正門整備までの間は、裏門及び廃止されていた体育館裏門を修繕し、使用する。



道路築造工事を進めます

本年度は「平成27年度東大宮七里線外2路線道路築造工事」を発注し、7特定共同企業体の参加による入札の結果、ケイワールド日清・松永建設特定共同企業体（株）ケイワールド日清・（株）松永建設）と契約いたしました。

工事について、何かお気付きの点がございましたら、組合事務所までご連絡ください。

[概要] 道路築造工、延長：東大宮七里線 404m・大和田深作線 240m・12-4号線 261m
雨水管路築造工等

平成27年の主な活動及び平成28年の予定

【昨年の活動】平成27年

- 1月：まちづくりだより第11号発行
- 3月：第2回総会（役員改選）
第11回総代会（H27年度予算等）
- 6月：総代改選
- 7月：第12回総代会（H26年度決算等）
- 8月：道路築造工事の発注
まちづくりだより第12号発行

【今後の予定】平成28年

- 3月：第13回総代会
（H28年度予算等）
- 7月：第14回総代会
（H27年度決算等）
- 8月：道路築造工事の発注



許可申請が必要な場合があります

現在、当組合が行なっている工事は、雨水貯留管等築造工事・道路築造工事・上水道布設工事となっています。また、本事業に関連する工事は、上下水道・電柱移設、新設・建築工事など多岐に渡り、当組合のみならず、さいたま市関係課所や電信・電力会社、各種法人、個人等、

様々な主体が施工しています。

地区内で新たに工事を行う、又は計画されている場合には、先行して組合事務所までお問い合わせのうえ、必要な認可申請や工事調整をお願いします。

円滑な施工のための確認をお忘れなく。

土地の活用や取引の前に

組合事務所には、様々な業者から土地について多くの問い合わせがあり、組合員の皆様におかれましても、同様の状況と思われます。

地区内における土地の活用や取引等についてご不安の際は、お気軽に組合事務所までご相談ください。

～事務局より～ 旧年中はいろいろお世話になりました。

さて、施行地区内において建物や塀等の工作物を新築又は改築などに着手する際には、土地区画整理法第76条による許可を受けたうえで施工していただくよう、これまでも重ねてお願いして参りましたが、申告のない塀等工作物の設置が見受けられます。

特に多い事例が、建物建築の際にブロック塀等の外構プランが決定していないため、外構を申請から外して許可を得て、外構について許可を得ないで施工してしまうというものです。

こういった事例では、該当する箇所について自費での撤去又は移転等の対応をしていただくこともあります。皆様の不要な労力・出費を抑えるため、事前に事務局(048-688-8850)までご確認ください。本年もよろしくお願い申し上げます。